

(別添) 被災地の復興を目的とする船舶に係る乗組み基準の特例について

1. 期間

今般の地震は、国内観測史上最大規模の災害であることに鑑み、長期的な影響が生じられることから、被災地の復興を目的とする船舶については、当分の間、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第20条特例許可の対象船舶として取り扱います。

2. 措置の対象及び内容等

(1) 対象船舶

総トン数20トン以上の平水区域を航行区域とする船舶であって、被災地の復興作業に従事するために定係港及び被災港間若しくは被災港間を回航するため、臨時に航行区域を沿海区域（国際航海を除く。）に変更するものとします。

(2) 船舶職員の指定の内容

甲板部及び機関部にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和58年政令第13号）別表の平水区域に係る乗組み基準による船舶職員を指定するものとします。

(3) 許可期間

臨時変更証の有効期間とします。

なお、その他詳細につきましては、各地方運輸局等にお問い合わせ下さい。